



三菱ケミカル株式会社
東京都千代田区丸の内 1-1-1 パレスビル
〒100-8251

2023年4月3日

お客様 各位

ポリマーズ&コンパウンズ/MMAビジネスグループ
ポリマーズ本部 エンジニアリングプラスチック事業部
P S Q Aグループ

R o H S 指令 適合保証書

1. 調査対象製品

以下の製品とその包装材料

ポリブチレンテレフタレート樹脂 NOVADURAN™

2. 調査対象指令

"Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment (recast)" and repealing "Directive 2002/95/EC" as amended, and amended by "Directive 2015/863/EU" of 4 June 2015.

3. 調査対象物質 R o H S 10物質及び閾値 (ppm)

| | |
|-------------------------------|-------|
| (1) カドミウム及びその化合物 | 100 |
| (2) 鉛及びその化合物 | 1,000 |
| (3) 水銀及びその化合物 | 1,000 |
| (4) 六価クロム化合物 | 1,000 |
| (5) ポリ臭素化ビフェニル (P B B類) | 1,000 |
| (6) ポリ臭素化ジフェニルエーテル (P B D E類) | 1,000 |
| (7) フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (D E H P) | 1,000 |
| (8) フタル酸ブチルベンジル (B B P) | 1,000 |
| (9) フタル酸ジブチル (D B P) | 1,000 |
| (10) フタル酸ジイソブチル (D I B P) | 1,000 |

4. 調査結果

対象製品は、調査対象指令に適合しています。

注意事項：本文書は、現時点で入手できた情報に基づいて作成しており、
記載事項に関して将来にわたって保証するものではありません。

以上